

I R推進局における事業者対応等指針（概要）

指針のポイント

事業者との対応等については、局業務の特殊性に鑑み、公平性・公正性及び透明性を確保するため、既存ルールの上乗せ規制を行う。

- 1 事業者提案に当たっては、目的、期間を定めて行うこととし、あらかじめ局HP等で周知する。
- 2 事業者提案や面会の実施に当たり、その手続きや順守事項を定める。
- 3 事業者提案や面会の事後チェックを規定するとともに、順守状況について、定期的に自己点検を実施する。

事業者からの提案等の設定

- 事業者からの提案や事業者との意見交換（以下「事業者提案」という。）を行う場合には、公平性を確保するため、目的、期間を定めた上で行うこととし、あらかじめ当該期間を局ホームページ等において周知する。ただし、短時間の挨拶等の面会（以下、「面会」という。）については、この限りでない。

事業者提案等のルール

- 事業者提案や面会の実施に当たっては、目的、相手先、希望日時及び所要時間及び面会場所等を明確にしたうえで、事前に局長の了承を得た上で実施する。
- 事業者提案や面会の場合には、特定の事業者を優遇しているとの疑いが生じないように、時間設定や頻度等について留意する。
- 特定の事業者に有利になるような情報は提供しない。
- 事業者提案や面会は、原則として、庁舎内において2名以上で対応する。

事業者提案等の事後手続

- 事業者提案や面会終了後には、速やかに所定の様式により、記録を作成し、保存するとともに、局長に報告する。
- 事業者提案等の実績については、事業遂行に支障をきたさなくなった時期に、局HPで公表する。
- 職員は、本指針の順守状況について、別に定めるチェックリスト等に基づき、定期的に自己点検を行う。また、異動等により、職員でなくなった場合の守秘義務についても規定する。